

ゆうあい訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団有相会が設置する、ゆうあい訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）の職員及び業務管理に関する事項を定める事により、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護及び指定看護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）の提供を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 ステーションは、訪問看護を提供する事により、家族における療養生活を支援しその心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。
 - 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供が出来るよう努めるものとする。
 - 3 ステーションは、事業の運営にあたって、関係市区町村及び他の 保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条
- 1 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の介護予防訪問看護・訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士及び看護補助者（以下「看護師等」という）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称・所在地・事業実施地域)

- 第4条 訪問看護を行う事業所の名称、所在地及び事業実施地域は、次のとおりとする。
- (1) 名 称：ゆうあい訪問看護ステーション
 - (2) 所在地：千葉市花見川区柏井町800-1
 - (3) 地 域：千葉市花見川区、千葉市稲毛区、八千代市、習志野市

(職員の職種、員数及び勤務内容)

- 第5条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- 管理者：看護師若しくは保健師 1名
- 管理者は、所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する自らも訪問看護を担当することもある。

- (1) 訪問看護師：保健師、看護師又は准看護師が常勤換算にて2.5名以上（内1名は常勤とする）介護予防訪問看護・訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師は除く）訪問看護を担当する
- (3) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。
- (4) 看護補助者
訪問看護師と同時に訪問看護を担当する

（営業日及び営業時間）

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月31日から翌1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間は、午前8時45分から午後5時45分までとする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の提供方法）

第7条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は主治医に申し出て、主治医が介護予防訪問看護・訪問看護指示書をステーションに交付した指示書により、介護予防訪問看護・訪問看護計画を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に介護予防訪問看護・訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合には、ステーションから関係医師会等に調節を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第8条 ステーションの訪問看護内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の交換・管理
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) ターミナルケア

(緊急時・事故発生時における対応)

- 第9条 1 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行う事とする。主治医への連絡困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医へ報告しなければならない。
- 3 事業所はサービス提供の際に利用者に事故が発生した場合は速やかに介護支援専門員、利用者家族へ連絡を行い必要な措置を講じる。
- 4 事業所は利用者に賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- 5 事業所は指定訪問看護に係る安全管理のための体制を確保する。

(利用料等)

- 第10条 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。
- 2 第4条(3)に規定した通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は
- | | |
|---------|--------|
| 5 km以内 | 250円 |
| 10 km以内 | 500円 |
| 10 km以上 | 1,000円 |
- 3 その他の料金 死後の処置 15,000円
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ることとする。

(相談・苦情対応)

- 第11条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速に対応する。

(虐待防止・身体拘束等の適正化の取り組み)

- 第12条 1 ステーションは、虐待発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等活用して行うことができるものも含む)を定期に開催し職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前項に掲げる措置を適正に実施するための担当者を設置する。
- 2 ステーションは、サービス提供中に当ステーションの職員又は家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報するものとする。
- 3 ステーションは、身体拘束等の適正化を図るために以下を規定する
- (1) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要事項を記録すること。

- (2) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 ステーションは、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

- 第14条 1 ステーションは、感染症が発生し又はまん延しないよう、次の措置を講ずるものとする。
- (1) ステーションは、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員へ周知する。
 - (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備を行うこととする。
 - (3) 職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(医療DX推進体制に関する事項)

- 第15条 事業所は居宅同意取得型のオンライン資格等システムにより取得した診療情報等を活用し訪問看護・指導を実施するとともに、マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組むものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 3 ステーションは、経済上の利益の提供による誘引の禁止及び特定の医師及び特定の事業者等への誘導を禁止する。
 - 4 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを完結した日より5年間保管しなければならない。
 - 5 この規程に定める事項の他、運営に関する事項は、医療法人社団有相会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 1月16日から施行する。

この規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和8年 6月 1日から施行する。